

# 重要なお知らせ

平素は、弊社事業に対し格別のご高配を賜り、厚く御礼を申し上げます。

このたび弊社は、「**需給契約を締結せず供給設備を施設するお申込み**」（以下、「**新設廃止**」**といいます。**）のお取扱いを終了させていただくこととしました。

何卒ご理解を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

## ◇新設廃止の取扱い終了の概要

### 新設廃止とは

主に新築の戸建住宅等において、電気のご契約者さまが未定等の場合に、需給契約を締結せずに弊社の供給設備（引込線および計量器等）を施設するお申込みのことをいいます。

### 取扱い終了の理由

本来、供給設備の施設においては、電気特定小売供給約款または電気供給条件に基づく弊社との需給契約の締結もしくは、託送供給等約款に基づく接続供給契約の締結（お客さまが弊社以外の小売電気事業者さまと需給契約を締結いただく場合）が必要です。

電力小売全面自由化（以下、「自由化」といいます。）前においては、供給設備の施設後は弊社と需給契約を締結いただいていたことから、新設廃止の取扱いを行っていましたが、自由化により、需給契約を締結する小売電気事業者は自由に選択することが可能となりました。

本来は自由化に合わせて本取扱いを終了するべきでしたが、お客さまへの影響等を鑑み、継続しておりました。今回、自由化から一定期間経過したことから、本取扱いを終了させていただくこととしました。

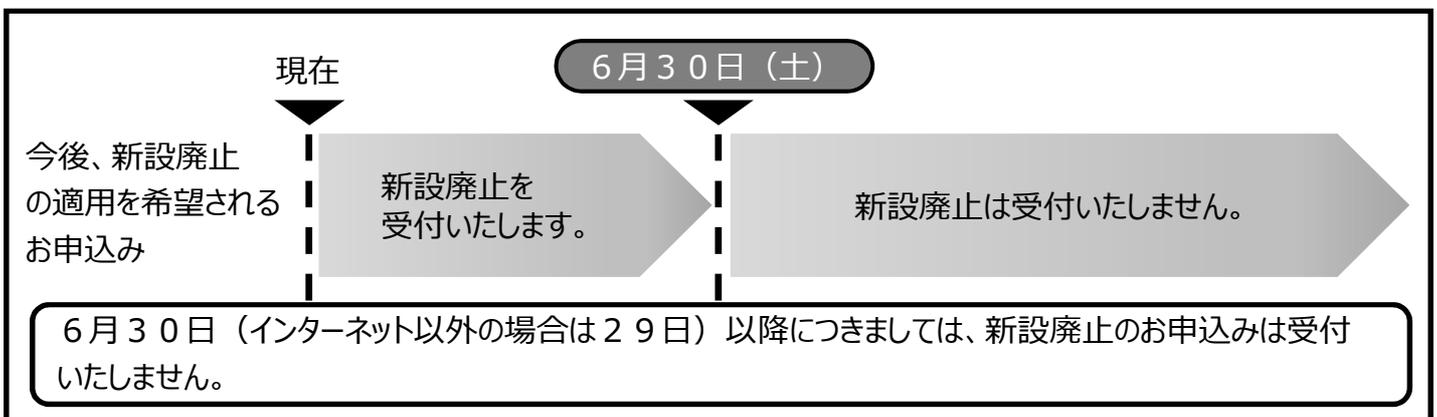
### 終了時期

平成30年6月29日（金）のお申込み分をもって終了させていただきます。※

※インターネット（シンセツくん）以外のお申込みは、平成30年6月28日（木）のお申込み分までとさせていただきます。

### その他

供給設備の施設にあたり、弊社と需給契約を締結いただく場合は、「ご契約名義」「ご契約種別」「お支払い方法」および「請求先のご住所」等が必要となりますので、あらかじめご確認のうえお申込みください。



その他、詳細につきましては、電気工事受付センターへお問い合わせいただきますようお願いいたします。